福祉有償運送の概要について

1 登録制度の創設

有償で他人を運送する場合は、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則として、バス、タクシー事業の許可が必要とされている。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可を行ってきた。

平成 16 年 3 月 16 日付け国土交通省 国自旅第 249 号通知 「福祉有償軍送及び過疎地有償軍送ご係る道路軍送法80 条第1 項ごよる許可の取り扱いについて」(ガイドライン)

【道路運送法第80条第1項】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。 ただし、災害のため緊急を要するとき、又は<u>公共の福祉を確保するためやむを得ない場合にあって国土交通大臣の許可</u>を受けたときは、この限りではない。



ガイドラインの要件を満たすことで NPO等が自家用自動車による有償運送を例外許可

過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな問題となり、移送制約者の福祉輸送サービスに対するニーズも急増する中で、バス・タクシー事業者による輸送サービスを補完するものとしてさらに重要になるものとの考えから、福祉輸送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月1日施行 改正道路運送法により、新たな登録制度が創設され、法律上の位置付けを明確化した。

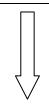
【法第78条第2号の登録=自家用有償旅客運送】

福祉有償運送 過疎地有償運送

市町村有償運送 —— 交通空白運送 市町村福祉運送

2 福祉有償運送の事務の流れ

福祉有償運送の必要性

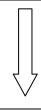


福祉運送サービス事業実施要綱 (村がどのような内容で輸送サービスを提供するか定める)

運営協議会の設置

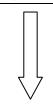


申請・協議・合意



NPO法人等から申請を受け、運営協議会は有償運送の的確性 を判断し、協議が整えば合意書を交付

法第78条の2の登録申請



NPO法人等が長野運輸支局に登録申請

法第 78 条の 2 の登録

長野運輸支局がNPO法人等に対し、2年間を期限に登録証を 交付